

更生会社ラムスコーポレーション(株)及び更生会社 SPC38 社の会社更生手続 (売船方法を中心に)

第1章 更生会社の概要

1 本件会社更生事件(本件)の概要

更生会社は全部で39社。その内訳は、1社が日本法人、24社がシンガポール法人、14社がパナマ法人である。外国法人(シンガポール法人及びパナマ法人)はいずれも、船舶を1隻所有するSPCである。各更生会社SPCはN社との間で長期又は短期の傭船契約を結んでおり、傭船者であるN社から支払われる傭船料を唯一の収入としている。本件会社更生事件は、各更生会社SPCに対して造船代金又は船舶購入代金を融資していた金融機関(5社)が申し立て、平成27年11月11日に東京地方裁判所にて保全管理命令が発令され、当職(進士)が保全管理人に就任し、12月31日に更生開始決定が発令され、当職が更生管財人に就任した。

2 更生会社 SPC ほか

(1) 各社について

各更生会社は、①更生手続開始決定を受けた、外航船を保有し外航運航業者に傭船することを業務内容とする特別目的会社(以下「更生会社 SPC」)、②更生手続開始決定を受けた、日本において、各更生会社SPCと一体となってN社に対する営業活動や交渉を担うとともに船舶管理業務の一部を実施する更生会社ラムスコーポレーション(株)(以下「ラムス社」)、③シンガポール又はパナマに拠点を有する、全更生会社SPCから船舶の運航管理等を受託しているユナイテッド・オーシャン・シップ・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド(以下「UOSM」)らとともに、「ユナイテッド・オーシャングループ」と呼ばれる企業グループ(以下「UOグループ」)を構成し、一体となって外航船の傭船事業を営んでいる。

(2) 船舶運航管理

更生会社SPCが所有する各船舶の運航管理は、UOSMがシンガポールを拠点として行っており、更生会社SPCは、UOSMとの間で締結した運航管理契約に基づき、UOSMに対して運航管理費用として船舶費用(船員の給与、保険料、管理費用、修繕費用等)の支払を行っている。

3 支援先(譲受先)の選定作業の開始と船舶の譲渡

更生手続開始の申立てにより毀損したUOグループの社会的信用を回復して更生会社の再建を達成するには、外部からの支援を得ること等について、更生会社SPC及びラムス社全体を見渡した一体的な検討をすることも望まれた。そこで、管財人は、更生会社SPC及びラムス社について、(株)新生銀行を支援先選定手続のアドバイザー(以下「FA」)として選定し、支援先の選定活動に着手した。

第2章 抵当権実行方式の検討

1 売船の方針

(1) 資金繰り難

平成27年末から平成28年上半にかけての傭船不況により、傭船契約を更新できない、又は返船後新規に傭船契約を締結しても船費を下回る傭船料収入しか得られず、傭船を継続するほど赤字が膨らむという更生会社SPCが相次いで出現した。現状ではN社の協力を得て低い傭船料ながら短期の傭船契約を更新できているとしても、UOグループの信用力低下等を原因として、近く傭船契約の更新ができなくなる可能性もあった。

(2) 売船方針の決定

平成28年3月ころには、管財人及び更生担保権者(船舶抵当権者)は、傭船料収入回復の目処が立たない以上、船舶を売却して事業廃止型の更生計画を立てるしかないという判断で一致した。結果的に、長期傭船契約を有する更生会社SPC7社については、スポンサーを導入した上で収益弁済型更生計画を立案し、残る31社の更生会社SPCにつき船舶を売却して¹、事業廃止型更生計画を立てるという方針を固めた²。

¹ 平成29年7月末日現在、31隻中22隻を売却済みである。

2 売却権限問題（管財人の権限の及ぶ範囲）

しかし、管財人が売船を開始しようと考えて、FA 及び売船ブローカーを選任して売船計画を立て始めたところ、更生会社 SPC の管財人が、管財人として売却することに支障があることが分かった。

シンガポール籍又はパナマ籍の更生会社 SPC の所有する船舶はシンガポール船籍又はパナマ船籍であり、日本から見て在外資産である。①日本の会社更生法が、在外資産に対する更生手続の対外的効力につき普及主義（会更 72 条 1 項かっこ書き）を前提としているとしても、更生開始決定の法的効力が、外国法人たる更生会社 SPC に及ぶか不明である、②船舶購入希望者がその点を不安視する、③仮に買主候補者が現れても無事クロージングできるか分からない、という問題点があった。

3 管財人が売却権限を取得するための代替手段についての検討

(1) 承認手続の不存在

シンガポールもパナマも、平成 28 年 4 月当時には外国倒産処理手続の承認援助に関する UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency を採用しておらず³、日本国との間で外国判決承認手続が整備されていないので、更生会社 SPC に対する日本の更生開始決定の承認決定を各国で得ることはできなかった。

(2) S 氏の協力による委任状方式又は取締役変更方式の不奏功

(3) S 氏の破産管財人の協力による取締役変更方式の難点

(4) 国際並行倒産の難点

(5) 株式質権の実行

幸いにして、更生担保権者 A 社は更生会社 SPC13 社につき、B 社は SPC5 社につき、C 社は SPC1 社につき、株式を目的物とする質権（share pledge）を有していた。A～C 社は管財人の要請に応じて株式質権の実行に協力してくれ、合計 19 隻の船舶の売却（又は移管）の目処は立った。しかし、残る 17 隻については、依然として売却権限問題が残ったままであり、何とかしてこれを解決しなければならなかった。

4 船舶抵当権者による抵当権実行の方式（抵当権実行方式）について

(1) 抵当権実行方式

そうした中、最も有力な解決方法として検討を開始したのが、船舶抵当権を有する金融機関（更生担保権者）に抵当権を実行してもらい、船舶抵当権設定契約に基づいて私的実行（プライベートセール）をしようというものであった⁴。管財人は、これを「抵当権実行方式」と呼称した。更生手続下でなければ会社更生法 50 条 1 項の適用がないので、船舶抵当権者である金融債権者は同抵当権の実行によって船舶の私的実行又は競売による債権回収ができるのだから、株式質権の実行による役員変更が仮にない更生会社 SPC においては、むしろ「抵当権実行方式」による売船を進めるべきではないかと考えるに至ったのである。

(2) 船舶抵当権設定契約の内容

更生担保権者は、更生会社 SPC の所有する船舶を目的物とする抵当権（船舶抵当権）を設定している。抵当権設定契約書には、更生担保権者が私的実行（プライベートセール）及び競売手続を行える旨明記されており、準拠法は船籍に応じてシンガポール法又はパナマ法と定められている。そして、抵当権者による抵当権実行としての売船は、船主の債務不履行時に一般的に行われているものであり、買主側に売却権限についての疑義を生じさせることなく売却することが可能である。

(3) 抵当権実行方式の概要

抵当権実行方式においては、概要以下の立て付けで進めることを考えた。この方式については裁判所に随

² ラムス社も事業廃止型更生計画である。

³ シンガポールでは、2017 年 3 月に外国倒産処理手続の承認援助を定める会社法改正が成立し、同年 5 月 23 日から施行されている。

⁴ 私的実行のほかに、抵当権者に所在地法に基づく競売申立てをってもらうという方法も考えられるが、所在地の裁判所による競売手続が開始されればもはや管財人がコントロールする余地はなくなり、競売による配当金の受領権者は抵当権者自身である。したがって、管財人が積極的に採るべき方法ではない。

時相談し、慎重に検討を進めた。

ア 更生担保権者は、抵当権設定契約によって更生会社 SPC から授権されている船舶売却権限を管財人に再授権し、実際には再授権を受けた管財人が、私的実行を主宰する。

イ 管財人は更生担保権者による船舶抵当権の私的実行の開始を許容する。

ウ 売船代金の入金や関連経費の支払は、全て管財人名義口座（但し、その預金口座は原則として、銀行たる更生担保権者の特定の支店にて開設する⁵。）にて管財人が管理し、入金後の預金に質権を設定するなどして、船舶抵当権から預金質権への担保変換をする。

エ 預金の分配の方法は、更生計画案にて定める。

オ 以上を定めた和解を予め管財人・更生担保権者間で行い、更生裁判所の和解許可を得て（会更 72 条 2 項 6 号、更生開始決定書 7 項(8)）、これをもって会社更生法 50 条 1 項の制限を解消する。

(4) 会社更生法 50 条 1 項の壁

抵当権実行方式に関しては、抵当権の実行を禁止する更生手続下において、更生担保権者に敢えて抵当権を実行させて売船させることができるのか、すなわち、会社更生法 50 条 1 項及び更生担保権の実行禁止を定める更生手続開始決定の該当条項に反しないか、が問題になる。

(5) 抵当権実行阻止の実際上の困難性

会社更生法 50 条 1 項により、更生担保権者による個別的権利行使は禁止されているのだから、仮に、更生会社 SPC 所有の在外資産たる船舶を目的物とする抵当権が勝手に実行されたならば、普及主義の下で管財人はこれを止める権限を有し、かつ止めるべき職責を負うはずである。しかし、管財人は外国法下で更生開始決定の効力を及ぼす具体的な術を有しないので、外国法に基づく中止又は取消手続を採ろうとしても極めて困難である。だからこそ、管財人によるコントロールが効く抵当権実行方式が容認される必要性は高い。

(6) 文献

普及主義の概念や会社更生法 50 条 1 項の適用範囲に関する文献は多くないが、貴重な文献として、伊藤眞教授の『会社更生法』（有斐閣 2012）165 頁、松下淳一教授の「国際倒産に関する問題の概観」（『新・更生計画の実務と理論』（商事法務 2014）679 頁以下）を参照した。

(7) 検討

この抵当権実行方式による売船を前提とする更生計画認可決定に対して、利害関係人による不服申立てが行われる可能性もあるので、裁判所にご相談し、さらに伊藤教授及び松下教授のご意見を直接伺った上で⁶慎重な検討を進め、最終的に以下のとおり判断するに至った。

ア 結論

外国法において、日本の会社更生手続の効力や管財人の権限を承認し、強制執行等を排除するための手続が整備されているときは、それによるべきである。しかし、法整備がされていない外国に所在する在外資産に関しては、管財人は、当該在外資産について抵当権を有する更生担保権者との和解による処分を図る（抵当権実行方式等の手段を用いる。）など、在外資産の価値を最大化するために必要な方法を採用することが許され、また、裁判所からその趣旨の許可を得るのに支障はないと解される。

イ 会社更生法 50 条 1 項に関して

そもそも、会社更生法 50 条 1 項で担保権実行を禁止する趣旨は、個別的権利行使によって更生会社の事業活動の基礎をなす更生会社財産の価値が毀損し、更生会社の事業の更生という目的の実現を不可能または困難になるのを防ぐためである（伊藤眞「会社更生法」197 頁）。したがって、国内財産と異なって、管財人の直接の管理処分権の行使が困難である在外資産について、それを換価するための手段として、管財人と協力し、換価金を管財人の管理下に置くことを目的として、更生担保権者が抵当権を実行することは、それが外国法の競売手続によるか私的売却によるかを問わず、会社更生法 50 条 1 項に抵触しない。

本件では、更生会社自身が船舶の所有を継続して事業の更生を図ることは困難であるので、管財人の了解の下に、更生担保権者の有する権限に基づき船舶を第三者に売却することで、第三者の経営組織下で船

⁵ 更生担保権者の中には銀行ではないところもあったので、その場合には、当該更生担保権者と管財人とで協議した上で、更生会社 SPC のために開設した既存の管財人管理口座を使用した。

⁶ 伊藤教授及び松下教授には法律意見書の作成をご依頼し、また懇切丁寧なご教示をいただいた。

舶に係る事業の更生を図ることができ、更生会社の事業の更生という趣旨に反しない。

ウ 管財人と更生担保権者との関係について～利害相反の疑いはないか

管財人が更生担保権者から私的売却のための再授權を受けることは、管財人がその換価金を確実に更生会社財産に組み込むために必要な措置であり、更生手続における利害関係人全体の利益を実現するために行われるものであるから、管財人の善管注意義務及び公正中立義務と矛盾するものではない。また、更生担保権者が管財人の果たす役割と換価金を更生会社に組み入れることを十分理解して和解している以上、利害相反の疑いは生じ得ない。但し、この和解の内容がかかる目的に沿っているかは客観的かつ中立的な立場から検証する必要があるので、裁判所の許可（和解許可、会更 72 条 2 項 6 号）は必須だと解される。

第3章 売船大作戦

1 概要―売船の方式

(1) 通常売船手続

金融機関が S 氏の保有する更生会社の株式に質権を有している場合には、金融機関の協力を得て、金融機関に株式質権により認められた権利を行使してもらい、株主総会決議及び取締役会決議を取得した。この結果、日本法上は財産管理処分権限を有する管財人が、シンガポール法、パナマ法上は機関決定に基づき取締役として売船を行うことになり、日本法、現地法いずれの観点からも売船権限について問題ない手続を採った（通常売船手続）。

(2) 抵当権実行方式

他方、金融機関が更生会社の株式に質権を有しない場合、上記のように、現地法上必要な株主総会決議や取締役会決議を得ることはできないので、抵当権実行方式を採用した。

2 通常売船手続の場合

(1) 売船の流れ

売船は、概要、以下の流れに従って実施する。

【図表】（売船の流れ）

時期	イベント	内容
	売船開始	FAから売主側ブローカーに対し船舶を売りに出すことを伝え、売主側ブローカーが買主候補者や買主側ブローカーに声掛けを開始
売船開始から約1～3週間後	検船	各買主候補者が船舶の状態を検査
売船開始から約2週間後	ST配布	売主が作成した売船契約案（ST）を買主候補者に配布
売船開始から約3週間後	入札	入札者から、価格及びSTの修正箇所の提示
入札日と同日	落札者選定	各入札者が提示した価格及び条件を売主にて検討し、落札者を選定
入札日から約3日以内	売船契約締結	契約交渉により確定した内容にて売船契約（MOA）を締結
売船契約締結から約1週間以内	裁判所許可取得	売船について裁判所の許可を取得（売船契約は裁判所の許可を停止条件とする）
裁判所許可取得から3日以内	預託金支払	買主が売主に対し売船価格の10%の預託金を支払う
売買契約締結後	書類準備	売主の船舶登録抹消、買主の船舶登録等に必要書類を準備
クロージングの3日前まで	残金送金手続	買主が、売主の指定する仮勘定口座（Suspense account）に残金を送金
クロージングの2日前	船底検査	船舶につき、喫水線以下の水面下部に損傷がないか、検査
クロージングの前日	プレクロージング	売主・買主にて必要書類を事前に確認
クロージングの前日又は当日	船舶抵当権抹消申請	シンガポール、パナマ当局に金融機関のために設定されていた船舶抵当権の抹消を申請
売船契約締結から約1か月後	クロージング	売主・買主にて必要書類を取り交わし、売主が買主に船舶を引渡し。仮勘定口座に送金されていた売買代金残金につき、売主の口座にリリース

⁷ シンガポールでは、シンガポール当局が、日本における S 氏に対する破産手続開始決定を理由に S 氏に対し取締役辞任を指示したため、S 氏は取締役から辞任した。また、S 氏が選任していた取締役も、取締役を辞任する意向を示した。シンガポール法上、取締役が辞任した場合の補欠の取締役は、株主総会ではなく取締役会決議で選任することができるため、かかる辞任取締役の協力を得て、管財人、管財人代理及び管財人が指名する現地居住者（Madison Pacific 社から派遣された者）を取締役とした。このように、シンガポールを設立準拠法とする更生会社については、株式担保がない会社にも取締役を交替させることはできたものの、株主は依然 S 氏のままであり、シンガポール法上必要な株主総会における売船承認決議を得ることができないため、やはり抵当権実行方式に依らざるを得なかった。なお、パナマ法を設立準拠法とする更生会社については、S 氏が選任した取締役は辞任し、同様に管財人及び管財人代理が取締役に選任されたものの、S 氏が株主でありかつ取締役として残っていた。

(2) 売船の事前準備

ア 入札方式の検討

(i) 原則：オープンビッド

(ii) 傭船契約を維持する場合：クローズドビッド

長期の好条件の傭船契約がある場合、新船主が当該傭船契約を傭船者との間で維持することができれば、高船価での売船を望むことができる。傭船契約を新船主との間でも維持するためには、傭船者の理解、協力を得ることが必要であるところ、傭船者は船主業者に船舶を継続的かつ安定的に運航する能力があるかどうかを重視するため、傭船者の意向も踏まえ、傭船者の理解が得られる複数の船主に参加者を限定し、入札を実施することとした。

なお、傭船契約は、管財人が本件船舶の引渡日付で既存の傭船契約を解除し、同時に買主が N 社との間で既存の傭船契約の残期間につき同契約と同等の条件にて新傭船契約を締結する方法により維持することとしたが、かかる傭船契約を維持した売船は、単なる資産売却ではなく事業譲渡に該当するものとして、更生計画に基づき、又は計画外事業譲渡（会更 46 条 2 項）の手続を踏んで、実行することとした。

イ ブローカーの選定

中古船舶の売却活動において、より良い条件を提示する買主候補者を探し出すためには、国際的にネットワークを有する船舶ブローカーによる仲介業務が必要であり、中古船の売船実務上もブローカーを起用するのが一般的であるため、本件でもブローカーを起用することとした。

管財人は、東京に事務所を有する複数の船舶ブローカーと面談を実施し、エクセノヤマミズ及びバンケロコスタの 2 社を、管財人が起用するブローカーとして選定した。

ウ ドキュメント・エージェントの起用

売船するにあたっては、金融機関のために設定された船舶抵当権を買主への船舶引渡前に抹消するための手続を行うこと、シンガポール又はパナマの船籍抹消手続を行うこと、買主に交付する売船必要書類を準備すること等が必要だが、かかる手続や書類準備には高度の専門知識が要求されるため、三菱倉庫㈱にドキュメント・エージェントとしての業務を委託することにした。

エ 船舶運航管理会社の協力

船舶を保有する更生会社 SPC は、UOSM との間で船舶の運航管理契約を締結し、業務を委託している。売船においても、検船、買主の習熟乗船、引渡場所（岸壁、錨地等）の確保等につき UOSM の協力が必要なので、更生手続における売船の必要性を説明して協力を依頼し、同社から全面的な協力を得た。

オ ST (Seller's Terms) の作成

(ア) 売船契約の書式 (Nippon Sale 1999)

売船契約には、実務上一般的に使用される書式として、日本海運集会のひな形である NIPPONSALE1999 と Norwegian Shipbrokers' Association のひな形である Norwegian Saleform 2012 の 2 種類がある。NIPPONSALE1999 では紛争解決手段として日本における仲裁を規定していることもあるので、NIPPONSALE1999 を採用し、ブローカーや FA のアドバイスを得て条項を修正し、買主候補者に配布するためのひな形を作成した。

(イ) 本件における特徴的な条項

① 決済口座（共同名義、エスクロー等の検討）

売船実務上、売船契約締結後に、売主は買主に売船価格の 10%の預託金を差し入れさせるのが一般的なので、本件でも、買主に同預託金を差し入れさせることにした。

海外における売船では、買主が預託金を差し入れた後、売主が単独でこれを出金することがないよう、売主と買主の共同名義口座、又はエスクロー口座を預託金入金口座として使うことが多いが、いずれも日本では一般的ではないので、裁判所により選任され法律上善管注意義務を負う管財人の立場を買主に説明したうえで、抵当権者たる金融機関に開設した管財人名義の口座を預託金の入金口座とした。

② 裁判所許可の停止条件

船舶の売却は裁判所の要許可事項であるところ、管財人としては、売船契約の内容を買主との間

で確定させた後、直ちに裁判所の許可を取得し、契約締結まで完了させることを常に約束できるものではないため、売船契約締結から 5 営業日以内に裁判所許可を取得することを売船契約効力発生の停止条件とし、買主との間での売船契約締結を先行させ、契約締結後に裁判所許可を取得することとした。

(3) 売船手続①（売船開始から MOA 締結まで）

ア 売船開始

売船開始の際には、FA から売主側のブローカー 2 社に対し、売船開始の情報を連絡し、ブローカー 2 社のネットワークで、買主候補者や買主側ブローカーに対し、売船情報を周知した。

売船情報を周知する際には、売主が日本で更生手続下にあること等、売船実施における留意事項を記載したバイヤー宛案内文をブローカーから買主候補者に送付した。

イ 検船

入札前に各買主候補者が船舶の状態を検査するための期間を、2 週間程度設けた。

ウ ST 配布

売船開始から約 2 週間後に、売主が作成した売船契約案 (ST) を買主候補者にブローカーを通じて配布した。入札時には、買主候補者には、価格とともに、当該 ST の修正箇所を売主に対して提案させることとした。

エ 入札、買主候補者の選定

入札期限までに、買主候補者は、売主側ブローカーを通じて、価格と ST 修正案からなる入札条件を提示した。

オ 契約交渉

買主が提示した ST の修正箇所について、契約文言の交渉を行った。

カ 更生担保権者の承諾書の取得

落札者を選定後、更生担保権者に落札者の情報及び落札価格を伝え、当該条件で売船をするについての承諾を取得した。

キ 売主の株主総会・取締役会決議

船舶の売却は重要な資産の譲渡に該当するため、通常売船においては、売船契約上、売船契約から 5 銀行営業日以内に売主である更生会社 SPC の株主総会及び取締役会の承認取得することを、船舶売却の停止条件として規定した (Additional Clauses 21 条)。そのため、売船契約締結後、更生会社 SPC の株主総会及び取締役会の承認を取得し、これらの議事録の写しを買主に交付した。

ク 裁判所売船許可

売船契約締結から 5 銀行営業日以内に裁判所から売船の許可を取得した (会更 72 条 2 項 1 号)。

(4) 売船手続②（MOA 締結後からクロージングまで）

ア 買主 SPC の特定 (Addendum 1 の締結)

船主業を営む会社は、落札者が自ら買主として船舶を購入する場合もあるが、1 つの SPC に 1 隻の船舶を保有させることも多く、落札者が船舶を購入する SPC を別途指定する場合もあった。

売船契約は、SPC ではなく信用力がある買主との間で締結する必要があるため、落札者が SPC を買主として指名する場合でも、売船契約の当事者は落札者とし、落札者に SPC の契約上の義務履行を保証させることとした。

イ クロージング書類の特定 (Addendum 2 の締結)

売船契約では、売主は、本船の売却、引渡し及び本船引渡し後の新旗国での登記、登録のために通常必要となる証書類を買主に提供すると規定している (MOA 3(a))。通常売船では、買主が売船契約締結後にクロージング時の必要書類のリストを売主に提示し、その内容を確認するための補訂契約 (Addendum 2) を締結した。

主なクロージング書類は以下のとおりである。当該書類の交渉手続や準備等については、ドキュメン

ト・エージェンツに依頼した。

(i) 主なクロージング書類

①Bill of Sale (公証, 認証が必要), ②委任状 (POA) (公証, 認証が必要), ③株主総会議事録, 取締役会議事録の写し (公証, 認証が必要), ④定款写し, ⑤その他 Letter of Undertaking

(ii) クロージング書類とはしないが, 売主の権限を確認する書類として買主から提示を求められた書類

①更生手続開始決定の写し, ②売船に関する裁判所許可の写し (許可証明書一枚目のみ), ③管財人選任証明書の写し

ウ 船員の解雇通知

船員は, 船舶引渡日に, 買主が手配した船員に交代し, 売主側の船員は下船する。売主側の船員に対しては, 船舶引渡日が確定した時点で, 管財人から船員を管理している船舶管理会社 (UOSM) に対して指示し, 解雇日 1 か月前の解雇通知を行った。

エ 担保変換合意書締結, 裁判所許可

売船諸経費 (引渡しの代理店費用, 検査費備船上保管書類の送料, 監督費備船員退職金, 売船書類作成費用等) については, 事前に, 船舶管理会社である UOSM と概算費用の確認を行った。

管財人は, 更生担保権者との間で, ①更生計画遂行のため, 更生計画の定めるところに従い, 売却代金の一部を暫定更生協力金とすること, ②更生担保権者が船舶抵当権を解除し, その代替として, 管財人が更生担保権者のため, 暫定売却手取額に係る預金の元本払戻請求権につき質権を設定すること等を内容とする, 担保変換合意書を締結した。その上で裁判所の許可を取得した。

オ 決済関係 (預託金支払, 残金支払)

買主は, 売船契約に関する裁判所の許可取得から 3 銀行営業日以内に, 売買代金の 10%の預託金を管財人口座へ送金することとした (Additional Clauses 16 条)。

買主は, 売買価格の 90%と売船契約に規定されているその他の費用の精算金を, 7 日前引渡準備完了予定通知⁸に記載された本船引渡準備完了予定日の 3 営業日前までに, SWIFT メッセージ⁹とともに条件付き支払で売主が指定する銀行の仮勘定口座¹¹に送金することとした (売船契約 16 条)。

カ 船底検査

買主は, 本船の引渡し前に, 船級協会の検査官の立会いの下で, 船底検査を実施する権利を有する (売船契約 Part II 6 (b))。売主及び買主は, 船底検査の結果, 船級に影響を与えない損傷が発見されても, 買主は現状のまま受け入れるものとし, 修繕の補償を求めないことを売船契約で合意している。

キ プレクロージング

補訂契約 (Addendum 2) で合意したクロージング書類について, 事前に公証及び認証済みの写しを当事者間で交換し, 内容の確認を行った。クロージング日前日に, FA, ブローカー立会いの下, 売主及び買主で, クロージング書類の原本を確認するミーティングを実施した。

(5) 売船手続③ (クロージング)

ア クロージング書類の確認

プレクロージングで確認した書類の原本につき, クロージング日当日にも再度確認を行った。

イ 抵当権抹消手続 (事前抹消, 抵当権再設定との関係)

通常売船では, クロージング書類として, 抵当権等の担保権が付いていないことを証する書類の提示が求められるので, 買主が残金の送金手続を行ったことを確認した後に, クロージングに先立って抵当権抹消手続を実施した。更生会社の役員を変更済みであり, いったん抵当権を抹消しても, 更生担保権者のた

⁸ 暫定売却手取額とは, 本船の売却代金から, 本船の引渡時に判明している売船諸経費及び更生協力金を控除した残額をいう。

⁹ 売主は, 引渡準備完了の予定される日時及び場所について, 15 日前, 7 日前, 3 日前を目途として通知を行う (売船契約 4 (a) 条)。

¹⁰ 「Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication」(国際銀行間金融通信協会) メッセージの略で, 海外送金時等で使用される高度に安全化された金融通信メッセージをいう。

¹¹ SWIFT メッセージ記載の条件が成就するまで, 受取銀行が仮に売買代金を受領しておく口座をいう。買主は SWIFT メッセージに基づき, 船舶引渡決定書の署名がなされないと, 売却代金を受領することはできない。

めに抵当権の再設定が可能なので、更生担保権者の同意を得て事前に抵当権抹消手続を実施した。

ウ 船舶売渡議定書の締結

クロージング書類についてすべて確認を行い、船舶においても引渡しの準備が整った段階で、船舶売渡議定書（Protocol of Delivery and Acceptance）を締結した。同議定書には、船舶引渡の日時、船舶引渡場所が記載される。船舶引渡し時に、船長の交替及び船員の交替を実施した。

エ 売買代金リリース

買主から仮勘定口座に送金された売買代金の残金 90%及び燃料代の概算金額につき、船舶売渡議定書の締結により、仮勘定口座から売主の口座に入金される。

オ 燃料代金精算、残額の買主への返金

クロージング日に確定した燃料代金額と買主が送金した燃料代の概算金額との差額を算出し、買主に当該差額を返金した。なお、概算額が実際の燃料代に不足して買主が再度燃料代を送金するということがないよう、概算額は多めに算出し、余剰分を売主が返金するようにした。

カ 船籍抹消

船舶の引渡しを終了後、売主は、海事当局に対し船籍抹消手続を行い、後日、買主に対して船籍抹消証明書等の必要書類を交付した。

3 抵当権実行方式の場合

(1) 法的構成

更生担保権者が、更生会社との間の船舶抵当権設定契約に基づき更生会社より授与された代理権に基づき、船舶を第三者に売却するが、売船の具体的な手続（売船契約の締結、売買代金の受領、その他本件売買に関わる一切の行為）について、管財人に委任し、管財人が売主たる更生会社の復代理人として船舶を売却することとした。

(2) ST の条項の変更

抵当権実行方式では、更生担保権者が更生会社から授与された売船権限を管財人に再授権し、管財人が実際の売船手続を行うため、売主から提示する ST の内容を以下のとおり修正した。

ア MOA 締結権者 (Part I box1)

売主は SPC であり、売主の欄には SPC 名を記載するが、SPC が「抵当権設定契約における抵当権者を通じて行動する」との記載、及び管財人が更生担保権者のために売船契約を締結する旨の記載を追加した。

イ 証書類について (Part II Article 3)

抵当権実行方式では、売主の株主総会や取締役会における承認決議に基づき売船を行うものではないが、通常の売船においてクロージング書類とされる株主総会議事録や取締役会議事録の提出を買主から要求されることも予想された。そこで、売船契約では、「売主が指定する本船の売却、引渡し及び本船引渡し後の新旗国での登記、登録のために必要となる証書類を買主に提供する。買主は、抵当権者が本抵当権設定契約を実行することにより本船の売却が行われること、及び売主を代理して売主のために抵当権者により書類が締結されることを承認する。」との規定を置いた。また、売船開始時に、クロージング書類とすることができる書面をあらかじめ入札の案内文に記載して買主候補者に周知し、当該書類のみを提供することを了解している買主からのみ入札を受け、補訂契約（Addendum 2）に挙げるクロージング書類については、売主から予め提示することとした。

ウ 機関決定

抵当権実行方式では、抵当権設定契約に基づき、更生担保権者が抵当権の私的実行をすることになるので、通常売船において、売船契約で停止条件として規定していた売主の株主総会の承認及び取締役会の承認（Additional Clause 16 条）を削除した。

(3) 売船手続—抵当権実行方式の特徴—

ア 入札の前提条件（入札候補者への案内レター）

更生担保権者が更生会社から授与された売船権限を管財人に再授権して売船手続が行われること、クロージング書類として提供できる書類が限定されること等、抵当権実行方式の特徴を予め記載した案内文を売船開始時に買主候補者に配布し、買主候補者から売船権限の有無が問題とされないよう、手当てをした。

イ 和解書締結

売船開始に先立ち、更生担保権者との間で、更生計画に基づき、管財人による円滑な船舶処分を実現してその換価代金を管財人の管理下に置くとともに、更生計画に定める弁済を実施すること等を目的として和解書を締結した。当該和解書の締結については、裁判所の許可を取得した。

ウ 更生担保権者による抵当権実行通知

抵当権の実行については、船舶抵当権設定契約に基づき、更生担保権者が、売船契約締結の20日前までに、売主である更生会社に対し、抵当権実行通知を送付した。当該抵当権実行通知については、管財人から更生担保権者に対し、確定日付を取得した受領書通知を送付した。

エ 更生担保権者からの委任状取得

管財人は、更生担保権者からの再授権に基づき売船契約を締結することになるので、売船契約締結日までに、更生担保権者から委任状の発行を受けた。

オ 売船価格の公正性の確保、ブローカーの評価書の活用

抵当権実行方式による売船については、利害関係人からの異議申立ての可能性が否定できないので、適正価格での売船実施を担保するため、入札前にブローカー2社から、船舶の価格に関する評価書を取得し、当該評価書の価格を考慮して、買主の選定を実施した。

カ クロージング書類の特定

前述のとおり、売主の株主総会議事録、取締役会議事録はクロージング書類とはしなかった。

また、抵当権の抹消申請をクロージング日当日に行うこととし、シンガポール当局（ACRA）から抵当権抹消を確認する旨の電子メールの発行を受け、当該電子メールをクロージング書類とした。

キ 抵当権抹消手続

S氏が株主である更生会社では、S氏がいつでも取締役を変更できる権限を有しており、一旦抵当権の抹消を行った場合に、取締役会の承認を取得できず抵当権の再設定が困難となる可能性も否定できなかった。そこで、シンガポール籍の更生会社SPCについては、シンガポールと日本との時差が1時間しかないので、日本でクロージングの会議を実施し、クロージング書類が揃っていることが確認できたらシンガポール当局への抵当権抹消申請をドキュメント・エージェントに指示し、シンガポール当局から前述の抵当権抹消を確認する電子メールを取得した後に、船舶売渡議定書に署名をすることとした。

(4) パナマ籍の更生会社における抵当権実行方式の特徴

パナマ籍の更生会社SPCについては、パナマと日本との時差がマイナス14時間であり、クロージング日当日に書類を確認したうえでパナマ当局に抵当権抹消申請を行うということができない。そこで、抵当権抹消後なるべく時間をおかず確実に船舶引渡が実行できるよう、以下の対策を講じた上で、クロージング日の前日に抵当権抹消手続を行うことにつき、更生担保権者の同意を得た。

天候不順により、買主船員が船舶に乗船できないことによってクロージング日が順延することを避けるために¹²、船舶の引渡しは、錨地ではなく岸壁で行うこととした（Part I box13, Article 7(d)）。

プレクロージングにおいて、クロージング書類の原本確認が終了したら、売渡議定書に日時空欄で買主の署名を取得してFAが当該売渡議定書を保管することとし、クロージング日に買主が取引実行を翻意することがないようにした。¹³

¹² 平成28年11月、釜山港の錨地での船舶引渡しによるクロージングを予定したが、当日の天候不順で買主側の船員が錨地の船舶に乗船できず、やむなくクロージングを翌日に順延させたことがある。

¹³ 本稿はさらに修正をした上で、後日、専門誌に掲載する予定である。